

第106号議案

八王子市旅館業法施行条例の一部を改正する条例設定について

八王子市旅館業法施行条例の一部を改正する条例を次のとおり設定するものとする。

令和3年9月2日

提出者 八王子市長 石 森 孝 志

八王子市旅館業法施行条例の一部を改正する条例

八王子市旅館業法施行条例（平成24年八王子市条例第20号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（衛生の措置の基準）</p> <p>第5条 法第4条第2項の規定による条例で定める措置の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 浴室については、次の措置を講ずること。</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ 貯湯槽を使用する場合には、次の措置を講ずること。</p> <p>（ア）貯湯槽内部の汚れ等の状況について随時点検し、市規則で定めるところにより、定期的に清掃及び消毒を行い、ぬめり等の汚れを除去すること。</p> <p>（イ）(略)</p> <p>オ ろ過器等を使用して浴槽水を循環させる場合には、次の措置を講ずること。</p> <p>（ア）～（ウ）(略)</p> <p>（エ）浴槽水は、塩素系薬剤により消毒</p>	<p>（衛生の措置の基準）</p> <p>第5条 法第4条第2項の規定による条例で定める措置の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 浴室については、次の措置を講ずること。</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ 温泉法（昭和23年法律第125号）第2条第1項に規定する温泉を貯留する貯湯槽（以下「貯湯槽」という。）を使用する場合には、次の措置を講ずること。</p> <p>（ア）貯湯槽内部の汚れ等の状況について随時点検し、市規則で定めるところにより、定期的に清掃及び消毒を行うこと。</p> <p>（イ）(略)</p> <p>オ ろ過器等を使用して浴槽水を循環させる場合には、次の措置を講ずること。</p> <p>（ア）～（ウ）(略)</p> <p>（エ）浴槽水は、塩素系薬剤により消毒</p>

<p>を行い、遊離残留塩素濃度が1リットルにつき0.4ミリグラム以上となるように保つこと。ただし、これにより難しい場合は、<u>市規則で定めるところにより消毒を行い</u>、レジオネラ属菌が検出されない水質を維持すること。</p> <p>(オ) (略)</p> <p>カ (略)</p> <p>(8)～(12) (略)</p> <p>(旅館・ホテル営業の施設の構造設備の基準)</p> <p>第8条 政令第1条第1項第8号の規定による条例で定める構造設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 浴室等は、次の要件を満たすものであること。</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ ろ過器等を使用して浴槽水を循環させる場合には、次の要件を満たす構造設備であること。</p> <p>(ア)～(ウ) (略)</p> <p>(エ) <u>オーバーフロー水</u>を再利用しないこと。</p> <p>(オ)・(カ) (略)</p> <p><u>(キ) 気泡発生装置、ジェット噴射装置その他の微小な水粒を発生させる設備を設ける場合には、点検、清掃及び排水を行える構造であること。</u></p> <p>(5)～(7) (略)</p>	<p>を行い、遊離残留塩素濃度が1リットルにつき0.4ミリグラム以上となるように保つこと。ただし、これにより難しい場合は、<u>塩素系薬剤による消毒とその他の方法による消毒とを併用する等</u>、レジオネラ属菌が検出されない水質を維持すること。</p> <p>(オ) (略)</p> <p>カ (略)</p> <p>(8)～(12) (略)</p> <p>(旅館・ホテル営業の施設の構造設備の基準)</p> <p>第8条 政令第1条第1項第8号の規定による条例で定める構造設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 浴室等は、次の要件を満たすものであること。</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ ろ過器等を使用して浴槽水を循環させる場合には、次の要件を満たす構造設備であること。</p> <p>(ア)～(ウ) (略)</p> <p>(エ) <u>浴槽からあふれた湯水</u>を再利用しないこと。</p> <p>(オ)・(カ) (略)</p> <p>(5)～(7) (略)</p>
--	--

附 則

- この条例は、令和4年1月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- この条例の施行の際現に旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項の規定により旅館業の経営の許可を受けている営業施設及び現に当該許可の申請がされている施設（以下この項において「営業許可施設等」という。）並びに施行日以後に営業許可施設等を譲り受けた者が当該許可の申請を行う場合における当該営業許可施設等については、この条例による改正後の八王子市旅館業法施行条例第8条第4号エ(キ)の規定は、適用しない。ただし、施行日以後に、営業施設の浴室を増築し、若しくは改築し、又は大規模な修繕をする場合は、この限りでない。